

議案第91号	市道路線の変更について
道路河川課	インダストリアルパーク2号線ほか2路線の市道の終点を変更するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。
内 容	<p>【関係法令】 道路法10条2項及び3項</p> <p>(路線の廃止又は変更)</p> <p>第10条</p> <p>2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合には、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。</p> <p>3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、<u>第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。</u></p> <p>【変更路線】 ① インダストリアルパーク2号線、② 須丸線 ③ テクノパーク14号線</p> <p>【変更理由】 ① 一部道路敷地を道路区域から除外するため、終点の変更を行う。 ②③ 第二テクノパークにおける土地区画整理事業による道路整備に伴う市道路線の終点を変更する。</p>